

平成30年度第1回 田辺市障害者施策推進協議会 会議録

1. 開催日時 平成30年11月27日 火曜日 午後7時30分～午後9時10分
2. 開催場所 田辺市民総合センター 1階 機能訓練室
3. 出席委員 委員27名中 出席22名 欠席5名
4. 事務局 障害福祉室 山田室長、山崎主任、梶垣事務員 総務課 山崎課長
5. 内 容
 - ① 開 会
 - ② 委員の委嘱
 - ③ 議 題
 - (1) 平成29年度における障害者施策の実施状況について
 - (2) 障害者差別解消法に関する取り組みについて
 - (3) その他

6. 議題に対する質疑応答

議題(1) 平成29年度における障害者施策の実施状況について

●A委員

福祉的就労の委託事業について、容器包装プラスチックやペットボトル選別の委託とか市民総合センターの売店とかについて、委託先はどこになりますか。

○事務局

容器包装プラスチックリサイクル業務とペットボトル選別についてはふたば福祉会、総合センター売店はやおき福祉会、本庁売店はアルファ田辺、たきの里売店は南紀のぞみ会、新庄総合公園の清掃はふたば福祉会、内之浦干潟親水公園、滝内、神島台は南紀のぞみ会、スポーツパークはトイレ清掃と除草業務を分けておりはまゆう作業所と南紀のぞみ会に委託しています。

●B委員

家具転倒防止金具等取り付け事業が29年度9件と実績があまりにも少ない。私の町内会でも回覧板等で家具の固定をずいぶんと周知している。また、避難訓練を行っているが参加する人が決まっており防災に対する理解が低いと感じる。大きな地震、津波が来たら訓練している人だけが助かるのではないか。これから根気よく進める必要があるのではないか。

○事務局

家具の転倒防止については十分啓発しているところであります。金具取付事業については、ご自分で取り付けることが困難な高齢者世帯や障害者世帯を対象に、取り付けを行う事業であります。もちろんこれ以外に啓発の結果ご自分で金具やつっぱり棒などで家具固定をしているご家庭は多数あると思いますが、その実績ではございません。

●C委員

通級指導教室について、ことばは第一小、どちらかといえば精神的な課題への対応として稲成小、鮎川小、東部小の3校で、ことば以外の通級教室は増えたとは思いますが、希望される保護者も年々増えてきているとうかがっています。特に就労されている保護者の場合、他校への通級は保護者の送迎が必要であるため、断念するケースも多々あると聞いています。予算がかなり必要で難しいのは承知していますが、今後、必要とするどの子ども受けられるような施策として、教室を増やしていただくことは大前提ではあるのですが、あきらめてしまうケースがあることに着目して、就労している家庭には、スクールバスまでは必要ないと思いますが、タクシーなどでの交通の支援をするという検討が必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。

○事務局

この内容については、障害者計画に基づく施策として各部署において実施している事業の進捗状況として、担当課からいただいたものをまとめて記載しております。この場において、担当課に成り代わって考えを示すことは難しいと考えます。議事録を作成し公表いたしますので、それをもちまして、いただいたご意見を担当課にお伝えするというところでよろしいでしょうか。

●C委員

避難行動要支援者名簿の提供と活用について、要配慮者への避難支援が課題と捉えられていますが、日常的な避難啓発のなかで「もう、私はいいんです」という方もいるかもしれませんが、「そうではなく、あなたが亡くなることで残された家族が解消しきれない辛い思いを持ち続けていくんだ」ということを伝えていくことも重要ではないかと思えます。それと、高台移転についても考えていく必要があります、本人ご家族の意向もあります、希望があるような場合には要配慮者について高台にある市営住宅への優先入居ということも施策に取り入れていただく検討も必要ではないかと思えます。先ほどの質問と同じで、この場では見解をいただけないと思えます。

○事務局

先ほどと同様の回答になりますが、よろしく申し上げます。

●会長

要支援者名簿につきましては、町内会によっては名簿を受け取らないというところもあります。個人情報の取り扱いの問題が非常に困難であり、受領しないという実態もあることを認識しておく必要があります。災害関連で言えば、障害のある方が避難所で生活するにあたり避難所運営のなかで田辺市でも自主防災組織に入ってくださいように防災士の要請をやっておられる部分はあると思えます。これについて障害のある方や家族、関係者、団体も含め、こういった方々が防災士の資格を取得して避難所運営に参画していくなかで障害のある方が避難所で快適に安心して過ごしていただけるのではないかと思います。できればこういった障害者枠というのは取りにくいのがわかりませんが、そういった検討もお願いしたい、県には既に要望をあげています。それで県の防災課は、個別ですが「申し出てください」と、できるだけ資格を取れるように配慮しますと、防災士の資格を取るためには、日本防災士協会が主催する研修会の受講、試験の合格、救急救命講習の受講の3つが資格要件です。この講習を受けるには

通常で5～6万必要ですが、県や市が自主防災会の方々に受けていただけるように講習会を実施すれば無料でいけるんですね、ですからそういったことも検討していただければと思います。要望です。

●A委員

レクリエーション教室開催事業について、対象となる障害者の方の年齢とか対象となる障害とかはどうですか。料理やフラワーアレンジメントとかの内容で交流活動をされているのでしょうか参加者の人数など説明してください。

○事務局

社会福祉協議会に委託して実施をお願いしている事業です。実績報告書によればフラワーアレンジメントでしたら年に何回とか、料理でしたら年に何回とかという形で募集をして行っている事業です。人数については最大20名とか15名とか程度の規模であったと思います。

●C委員

ひきこもり相談窓口について、相談というのは電話での相談でしょうか。

○事務局

専用の電話やFAXのほか、相談窓口も設けておりますので、件数は記載できていませんが窓口にご相談にお越しになるケースもございます。

●C委員

本人が電話をかけて相談するというのは、よほど状態のいい場合で、電話で相談するということもうハードルが高いと思います。色々な自治体ではこのごろLINEとか出の相談業務も試みとして取り組まれているようで、それによって相談件数もうんと増えて、悩みを聞いてもらえとか面談につながっているケースがあるようです。電話、FAXの相談と別に、そういったインターネットを利用した相談もご検討いただけたらと思うのですが。

○事務局

インターネットということですね。田辺市では各課にメールによる受付窓口を開設しております。そういった入り口がございますのでご利用いただければ担当課で対応できると考えます。

●C委員

先日研修で学んできたばかりですが、AIを利用した相談もあるようです。スマホ世代に限定されるのでしょうか、高齢の方にはアナログ的な窓口を残しておきながら、そういったAIといった部分も研究していただければと思います。

○事務局

先ほどと同じになりますが、議事録の記載をもって担当課にお伝えしたいと思えます。それから、ひきこもり窓口には専用のメールアドレスを設けておりますことを確認いたしました。

●会長

C委員がインターネットと言われていたのは、SNSのことではないですか。

●C委員

そうですね。

●会長

サマースクールについて、プール遊びを主体とした形は止めざるを得なくなっていますが、これによって職員研修をしていた部分があります。この部分を今後どうするのかという点と、親への啓発という意味で、あまり樂をしすぎて後で自分で自分の首を絞めることになるという風に私は思います。これをどう伝えたらいいのか、伝え方を誤れば話がおかしくなりそうなので、その辺のことを今後我々、自分自身も検討していかなければならないのかなと思います。

●D委員

教育のところ、適応指導教室にあたる記載を見つけることができませんでした。適応指導教室が、不登校のお子さんであったり、一旦休憩する場所としての機能が非常に高いと考えておりますので、位置づけをもう少し明確にさせていただいたり各課との連携の対象として機能していただけるように取り組んでいただけるとありがたいと思います。

●会長

今のは、要望、意見ですか。回答は求めますか。

●D委員

要望であり意見です。回答は求めません。して欲しいです。

●E委員

卒業後の進路の確立のための職場体験について、支援学校で体験学習をして、希望を持って「そこに行きたい」となっても、定員の関係で希望するところに行けない場合があるので、定員に余裕のあるところで職場体験ができたらいいのにと思うのですが。

○事務局

卒業後について、支援学校の先生と支給決定の職員とで進路の相談を行っているのですが、定員の関係で希望に添えない場合もあるのですが、その場合はよく似た職種の作業所を紹介させていただくなど、できる限り本人の希望に沿うよう取り組んでいるところです。職種によっては定員が限られているというのが現状ですので、何らかの働きかけができればと考えています。

●会長

制度に子どもを当てはめるのではなくて、子ども自身の必要に応じた施策を展開し考慮していく方針を田辺市は貫いてきてきているので、制度に子どもを当てはめるようなことのないようお願いします。

議題(2) 障害者差別解消法に関する取り組みについて

●会長

障害者差別解消法による地域協議会の設置について、この場において意見を集約する必要はありますか。

○事務局

今は必要ありません。

●会長

障害者施策推進協議会のような組織に部会設置のように設けたり、また別組織とし

たりする方法もあり、県なんかは別組織で作っています。市町村でも必要だと思います。今後の検討課題でもあると思いますので、次回以降に議題として出された場合に意見を求めたいと思います。

議題(3) その他

平成 29 年 6 月 1 日現在の障害者の任免状況等の再点検の結果について

●A 委員

身体障害者手帳の確認、身体障害者枠での採用といった説明があったのですが、全体的に障害を持った方に今後広げていくという方向ではなかったのかと思ったのですが。

○事務局

障害者雇用率の確認については、ガイドラインに基づき、身体障害以外の精神障害、知的障害も含め調査対象としております。採用試験については、これまで身体障害者という限定で募集要項を定めておりましたが、今回の事態を受け、来年度の採用試験では、身体障害に限らない精神障害や知的障害の障害者手帳をお持ちの方も受験していただけるような要綱改正をする方向で検討を進めています。来年度から採用する臨時職員につきましても障害区分が身体障害に限らない方向で、仕事がないかということ併せて検討しております。

●会長

今日の新聞にそのことが出ていまして、身体障害限定で 35 道府県、身体と精神が埼玉、静岡、福岡、身体と知的が京都、愛知、岐阜、三重、3 障害全てが東京、神奈川、新潟、鳥取ということになっています。障害者差別解消法が出来たときに確認した際、明確な答えはなかったものの、身体障害限定の募集方法というのは明らかに法律違反であります。しかし、雇用率を一気に 2.3 まで上げることは現実的に無理があると考えますし、すぐに達成できるのなら今までなにをしていたのかということにもなります。どういう障害の方がどのような仕事ができるのかということをもっと具体的に検討していただきたい。たとえば自閉症、発達障害であれば図書館の本の整理などは得意中の得意です。庁内の電球交換トイレトペーパーの補充とか庁内文書の配達とか、出向という形かもわかりませんが高齢者施設の清掃業務とか。川崎市で自閉症の方で IQ が 30 以下の方でプログラムを組んで、健常者と同じ試験で採用された方がいますが、合格したものの配属される部署がなく、現在高齢者施設の清掃業務をしており、彼が作業したところはとてもきれいで、これは得意の分野だからです。他の障害についても得意とする分野はあるので、そういう研究をまずしていただきながら今後の障害者雇用の一助としていただきたいと思います。

●F 委員

先日うちのスタッフが市総務課と話をして、いろんな職種を洗い出ししています。障害に応じて業務内容や従事時間、通勤方法など綿密に打合せをするなかで、出来るだけ早期に雇用率の対策を実施していく方向で進めています。職員同行での支援も考えています。

●C 委員

雇用率の修正に至った原因について、6 ヶ月の雇用であれば対象外と判断していた

とのことですが、それは6ヵ月を越した時点でどのように判断するかということのを再度検討したうえでの判断だったのか、それとも最初から対象外と判断していたということでしょうか。雇用期間が6ヵ月であるから、それ以上雇用していても対象外だという考えは庁内全体であるのでしょうか。

○事務局

今回の調査に関しては、当初本人に交付している雇用契約書が6ヵ月という有期の雇用であるため、調査対象から外れるという認識でした。実際には6ヵ月の雇用契約期間を更新しながら長く勤務されている臨時職員がいることは事実ですが、調査の基準には達しないと判断していたことが、雇用率が低下した一つの原因です。

●C委員

臨時職員の雇用の方法について、雇用期間を超えて採用されている方がたくさおられると思うのですが、そういう方々へ、今回のような判断をされていると思うのでその辺りの認識を再検討する必要があると思うのですが。

○事務局

雇用率の算定について、6ヵ月ごとの雇用であっても、更新で長期となる場合は参入することとしたのは、和歌山労働局の指導によるものです。一方、半年ごとで更新している雇用実態に関しては、地方公務員法の改正により平成32年4月から臨時職員の制度が会計年度任用職員という新たな制度に変わります。臨時職員が6ヵ月単位ではなく会計年度単位の1年の雇用になる法改正を控え、県も含め全国自治体で準備が進められており、総務省から示されたガイドラインに基づいた制度設計を行うこととしています。

●会長

田辺市の場合、障害者雇用の部分では、事業者に委託している部分も非常にあり、その部分は雇用率としてカウントされません。今更戻すというわけにも参りませんので、その努力はステップとして未達成の部分を早期に達成できるようご検討いただきたいと思います。